

平成29年度 山県市総合教育会議 議事録

1 開催日時

平成30年1月29日（月曜日） 午前10時50分～午前11時15分

2 開催場所

桜尾小学校 図書室

3 出席者

市長 林 宏優

教育長 伊藤 正夫

教育委員会委員 藤岡 功 大野 良輔

川田 八重子 江崎 由里香

4 欠席者

なし

5 事務局等の出席者

学校教育課長 鬼頭 立城

生涯学習課長 梅田 義孝

公民館長 堀 邦利

学校教育課 恩田 拓充 衣笠 みつ美

6 協議事項

(1) 山県市におけるいじめ防止等のための基本的な方針（案）について

(2) その他

7 会議の概要

(午前10時50分開会)

- 事務局恩田 本日はお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。
- これより平成29年度山口市総合教育会議を開会させていただきます。
- 開会にあたり、市長からご挨拶申し上げます。
- 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。
- 本日は、首長と教育委員会委員の皆様と会議をもつという総合教育会議でございますけれど、平成27年度から始まりまして今回が3回目となりますが、よろしく願いいたします。
- 先ほど、照明のLED化と空調設備の整備状況を見ていただきましたが、本年度市内の小中学校全てで整備させていただきました。昨年度は市内の街灯をLED化いたしまして、ランニングコストをかなり削減することができましたが、本年度学校に空調設備を導入するという事で、ランニングコストを削減するため合併特例債などを活用してLED化を行いました。温暖化対策ということもありますが、ハード事業につきましては、市内において着々と進めております。また、同時に学校の図書管理システムを見ていただきましたが、私は小さい頃は、あまり本を読まなかったもので、今になって後悔しておりますが、本を読むということは知識を得るだけではなく、人生の中で心のビタミン剤にもなりますので、このような新しいシステムを取り入れながら、校区内の皆様にも学校の図書室を利用していただき、学校に関心を持っていただく機会となればよいかと思います。
- それでは、総合教育会議を始めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 事務局恩田 ありがとうございました。
- それではお手元の次第にそって協議事項に入りたいと思います。
- 市長の議事進行によって進めさせていただきます。市長、お願いいたします。
- 市長 それでは、議事を進めさせていただきます。
- 最初に、山口市におけるいじめ防止等のための基本的な方針案につ

いて、事務局に説明を求めます。

事務局恩田

それでは、資料1になりますが、山口市におけるいじめ防止等のための基本的な方針案について、ご説明させていただきます。

現在、平成27年に策定しました、山口市いじめ防止基本方針というものがありますが、いじめ防止対策推進法に法律の施行後3年を目途に検討が加えられ、必要があると認められる時は措置が講じられるものとするとの条文があり、これによって国や県のいじめ防止の基本方針が改定されました。これを受けまして市の基本方針を改定するため、教育委員会事務局の方で基本方針の案を作成いたしました。今回、現行の基本方針から形式なども含め大きく変更いたしました。どの部分がどう変わったというようなことはお示ししにくいので、改定ではありませんが、全く新しい基本方針となったというご認識でお願いしたいと思います。概略についてご説明いたしますと、「Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な認識」の中で、最初に基本理念を掲げてあります。現行では、基本認識、市・教育委員会・学校の基本理念となっていたものをここで1つに集約しております。いじめの定義につきましては、法律の定義に加えて、その解釈などについても追記いたしまして、いじめの理解とあわせて、より詳しくいじめについて記述してあります。いじめの防止等に関する基本的な考え方として、この「Ⅰ」では、全体的ないじめの未然防止や早期発見、早期対応などについて追記いたしました。「Ⅱ いじめの防止等のために山口市が実施する施策」では、市の実施する部分について記述してあります。この基本的な方針の策定、見直しの手順などを細かく規定し、設置する組織についても、より具体的に、より明確にしております。いじめの防止等に向けた具体的な施策では、市として実施するいじめへの対策を追記いたしまして、教職員の資質向上につきましては、現行では学校の役割に記載されておりますが、市全体のこととの考え方で、市の実施する施策の方に記載いたしました。「Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施する施策」につきましては、学校が実施することについて記述しております。まず、この市の基本方針に基づいて、学校としてのいじ

め防止基本方針を策定することとしております。その他に、学校としても組織を設置すること、いじめ防止のために学校として行うことなどについて記述してあります。「Ⅳ 重大事態への対処」では、実際にいじめがあった場合に、どのように対処するかが記述してあります。重大事態の意味から調査の主体、組織などを具体的に記述し、調査結果の提供、報告までをあげてあります。その他に必要な場合の再調査についても記述してあります。最後に「Ⅴ その他いじめの防止等のための対策に関する事項」としまして、今後概ね3年を経過した時点で、再度この基本的な方針の見直しなどを行うとしております。

以上でございます。

市長 ただいま事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。

藤岡委員 連絡協議会や対策委員会を設置するとなっておりますが、会の運営はどのようになっていきますか。設置するだけでは機能していかないと思いますので、問題が発生していなくても定期的に会議等を開いて運営していかないと実効性が伴わなくなってしまうと思います。今後の予定はどのようなものでしょうか。

学校教育課長 いじめ問題対策連絡協議会については、定期的に会議等を開かなければいけないものだと考えております。ただ、いじめ問題対策委員会については、重大事態が発生した場合に設置するものと考えております。

江崎委員 いじめの未然防止についての記載がありますが、どうしてもいじめが起りやすいケースというものがあります。例えば少数派といわれるマイノリティな子たち、発達障がいの子であったり、最近よくいわれるLGBTによって女の子らしい男の子だったり、いじめられやすいという、いじめが起りやすいケースというものがありますので、それに対して学校の先生が事前に学んでおくというのも非常に重要ではないかと思えます。周りの子の心ない言葉でその子が傷ついた時に、素早く適切な対処ができるためには、先生が事前に勉強していないといけません。発達障がいの子に対しては、注意するというよりも、そ

の子の特性を周りの子たちにも理解させることで、いじめを防いでいくことができます。表面的な部分だけではなく、より深い部分を先生方に理解していただく機会を持つことによって、より適切な対応ができるのではないかと感じましたので、その部分をいじめの未然防止に取り入れていただけたらと思います。

学校教育課長　　今、特別支援教育につきまして重要視していかなければならないと思っております。研修の機会を十分とっていかなければならないと考えております。人権の問題も年々課題が増えていきますので、その部分の研修も進めていかなければならないと思いましたが、学校も十分に配慮はしていると思いますが、もっと深い学習が必要であると考えますので、学校にも示していきたいと思えます。

教育長　　基本方針の市が実施する施策で、いじめ防止等に向けた具体的な施策の中の教職員の資質向上がそのことに当たるとは思いますが、学校教育課長が言いました研修などを教育委員会として考えていかなければならないと思えます。

市長　　ほかに、ご意見などございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
山県市におけるいじめ防止等のための基本的な方針案について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

市長　　異議なしと認め、山県市におけるいじめ防止等のための基本的な方針は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、その他について何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見等も無いようですので、以上をもちまして、協議事項は全て終了いたしました。

ありがとうございました。

事務局恩田 ありがとうございました。それでは、これもちまして、平成29
年度山県市総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。
(午前11時15分閉会)

事務局恩田 引き続き、山県市の教育について意見交換会を開催します。

◇ ◇ ◇ ◇ 市長と委員との意見交換会 ◇ ◇ ◇ ◇